

「岸和田市都市公園条例」の一部改正について

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）（第2次一括法）の公布による都市公園法（昭和31年法律第79号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）（以下、「バリアフリー新法」）の一部改正により、これまで国が一律に定めていた「都市公園の設置基準（都市公園法第3条ほか）」、「公園施設の設置基準（都市公園法第4条ほか）」、「特定公園施設の設置基準（バリアフリー新法第13条ほか）」等を参酌した上で地方公共団体の条例に定めることとされた。（施行予定日：平成25年4月1日）

2. 都市公園法、バリアフリー法の一部改正に伴い条例で定める事項

以下の事項について、現行基準を参酌し条例で基準を定めることとされている。

（1）都市公園の設置基準

住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準（政令第1条の2）

地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準（政令第2条）

（2）公園施設の設置基準

一の都市公園に設ける公園施設の建築面積の基準及び特例が認められる公園施設の建築面積の基準（都市公園法第4条、政令第6条）

（3）都市公園のバリアフリー化に関する構造基準（省令各条）

3. 条例の改正内容（案）

（1）都市公園の設置基準

住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準 （参酌基準：都市公園法施行令第1条の2）
表-1

| 区 分 | 岸和田市の標準値（案） | 岸和田市の現状 |
|-----------|----------------------|----------------------|
| 岸和田市の全域 | 10 m ² 以上 | 7.96m ² 2 |
| 岸和田市の市街地内 | 5 m ² 以上 | 3.60m ² 3 |

1 一人当たりの都市公園の敷地面積 = 当該区域内の都市公園の開設面積 / 当該区域内の人口

2 都市公園の開設面積（157.87ha） / 人口（198,404人）

3 都市公園の開設面積（66.89ha） / 人口（185,697人）

都市公園面積は平成24年4月1日時点、人口は平成24年大阪府推計結果採用

【条例（案）の考え方】

従来国が定めていた設置基準は、長期的な観点にたつて都市公園を計画的に整備し、適切に管理していくに当たって、定量的に都市公園がどの程度確保されればよいかを明らかにするため、現実性を踏まえた途中段階の目標値として、全区域にあっては10m²以上、市街地にあっては5m²以上とされてきた。また、この基準は条例で基準を定める際の参酌基準とされている。

本市の現在の状況は、全市域では7.96m²、市街地では3.60m²となっており、国が定めてきた設置基準には届いていないが、本市としては、都市計画公園で事業認可を取得し一旦事業着手した公園（中央・大門・大路公園など）の整備を進めるとともに、大阪府が整備する広域的な蜻蛉池公園などの促進を求めることにより、全市域では10.9m²、市街地では4.5m²となることが見込まれる。加えて、豊かさや潤いを実感できる市民生活を実現するためには、さらに都市公園の整備を推進する必要がある。以上のことから、国の設置基準の趣旨を十分参酌し、本市における都市公園の整備水準等を勘案して、目標値として、全市域では10m²以上、市街地では5m²以上と定めるものです。

地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準

(参酌基準：都市公園法施行令第2条)

表- 2

| 都市公園の種類 | | 岸和田市の基準(案) | | 岸和田市の現状 (都市計画公園 平均値) |
|----------------|--|--------------------------------------|---|----------------------------|
| | | 配置 | 標準とする規模 | |
| 住区 基幹 公園 | 街区公園 | 街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置 | 0.25 ha 【現行基準どおり】 | 0.24 ha |
| | 近隣公園 | 近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置 | 2 ha 【現行基準どおり】 | 2.30 ha |
| | 地区公園 | 徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置 | 4 ha 【現行基準どおり】 | 6.38 ha |
| 都市 基幹 公園 | 総合公園 | 主として区域内に居住する者が容易に利用することができるように配置 | 利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる面積 【現行基準のとおり】 | |
| | 運動公園 | | | |
| その他 | 緩衝緑地 風致公園 都市林 緑道 都市緑地 歴史公園 墓園 など | 設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置 | 設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる面積 【現行基準のとおり】 | |

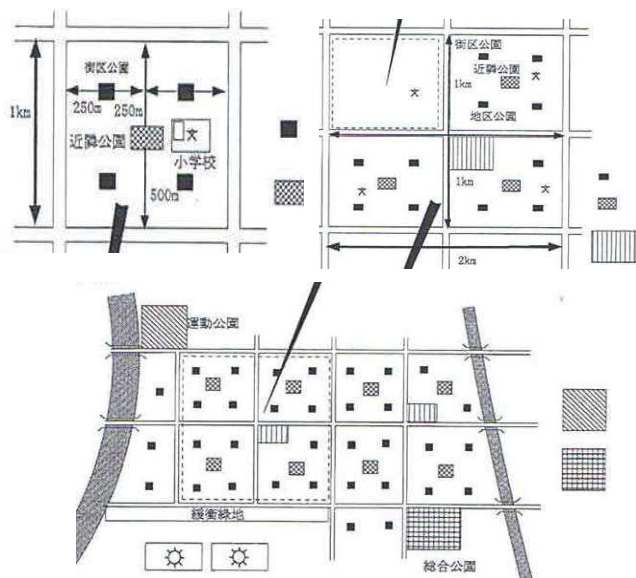


図-1 都市公園の配置の概念図

「公園緑地マニュアル(一社)日本公園緑地協会」より

【条例(案)の考え方】

従来国が定めていた設置基準は、都市公園の設置にあたっては、その種別ごとに平均的に分布するよう整備し、住民全てが同じような条件で利用できるようにするとともに、災害時における避難地や防災活動拠点としての機能に十分配慮して、公園種別ごとに居住する者の利用を想定して必要な規定が設けられてきた。また、この基準は条例で基準を定める際の参酌基準とされている。

本市の現在の状況は、国が定める参酌基準では、「街区公園」「近隣公園」でそれぞれ標準規模が0.25ha、2haに対して、本市の都市計画公園の平均規模は、それぞれ0.24ha、2.3haであり、おおむね参酌基準どおりとなっている。「地区公園」では、4haの基準に対し、本市の平均規模は6.38haであるが、これは、地形的な要因から斜面や樹林等が含まれ、標準規模を大きく上回っている公園が存在するためである。以上のことから、公園種別ごとに街区、近隣、徒歩圏域それぞれに居住する者の利用を想定して、必要な規模を定めている国の設置基準を十分参酌し、本市における都市公園の整備水準等を勘案して、新たな都市公園を設置する場合の標準規模として、現行の基準どおりと定めるものです。

(2) 公園施設の設置基準

一の都市公園における公園施設の建築面積の基準及び特例が認められる公園施設の建築面積の基準

表-3

(参酌基準：都市公園法第4条・都市公園法施行令第6条)

| 岸和田市の基準(案) | | |
|------------|---|----------------------|
| 公園施設(建築物) | | 建築面積の割合 |
| 建築物 | | 2%以内 【現行基準のとおり】 |
| 特例 | 休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫、災害応急対策に必要な施設 | +10%以内 【現行基準のとおり】 |
| | 休養施設、教養施設のうち ・文化財保護法の規定による国宝、重要文化財などの施設 ・景観法の規定による景観重要建造物 | +20%以内 【現行基準のとおり】 |
| | 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物など | +10%以内 【現行基準のとおり】 |
| | 仮設公園施設 | +2%以内 【現行基準のとおり】 |

【条例(案)の考え方】

従来国が定めていた設置基準は、都市公園の敷地面積に対する建築物である公園施設の建築面積の許容される割合について、公園が本来の機能を発揮するため、かつ、公園管理上も無理のない数字として、2/100を超えてはならないとされてきた。また、休養施設、運動施設、教養施設、災害応急対策に必要な施設など、公共オープンスペースとしての機能を有すべきという都市公園に対する要請を勘案してもなお、都市公園の利用増進、防災性の向上等の観点から必要と認められる施設があるため、建ぺい率基準について特例的な措置が設けられてきた。これらの基準は条例で基準を定める際の参酌基準とされている。

本市においては、公共オープンスペースという本来の機能を確保するために、従来建ぺい率基準を、2/100としてきたことや、必要と認められる施設に限り一定の特例措置を設けてきたことに留意する必要がある。また、現在の都市公園については、これらの基準に基づき施設を配置し管理運営されていることから、その整合性にも留意する必要がある。

以上のことから、公園施設の建ぺい率基準については、現行の基準どおりと定めるものです。

(3) 特定公園施設の設置に関する基準

(参酌基準：移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令第2条～13条)

本市における特定公園施設の設置に関する基準は表-4のとおりとする。

| |
|---|
| <p>【特定公園施設】(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第3条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園路及び広場(都市公園の出入口・駐車場と下記特定公園施設及び主要な公園施設と間の経路で構成するもの) ・屋根付広場 ・休憩所 ・野外劇場 ・野外音楽堂 ・駐車場 ・便所 ・水飲場 手洗場 ・管理事務所 ・掲示板 ・標識 |
|---|

【参考】

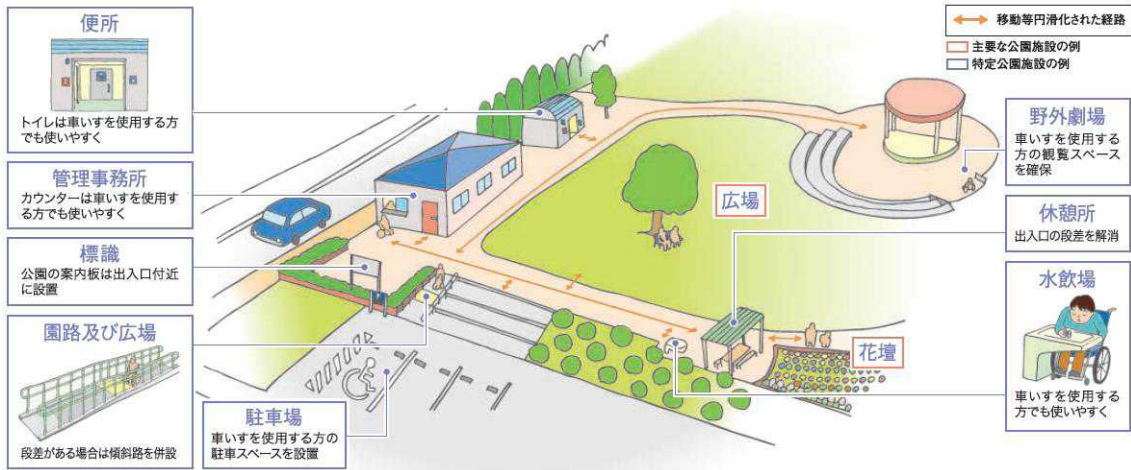


図-2 園路及び広場と特定公園施設との接続の概念図（バリアフリー新法の解説より）

表-4 移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準
園路及び広場

| | | |
|-------------|--------|--|
| 出入口 | 幅 | <ul style="list-style-type: none"> ・120cm以上とする。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は90cm以上とすることができる。 |
| | 車止めの間隔 | <ul style="list-style-type: none"> ・1以上は90cm以上とする。 |
| | 水平面 | <ul style="list-style-type: none"> ・150cm以上とする。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合はこの限りではない。 |
| | 段 | <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ・地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。 |
| 通路 | 幅 | <ul style="list-style-type: none"> ・180cm以上とする。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120cm以上とすることができる。 |
| | 段 | <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 |
| | 縦断勾配 | <ul style="list-style-type: none"> ・5%以下とする。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。 |
| | 横断勾配 | <ul style="list-style-type: none"> ・1%以下とする。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。 |
| 階段（その踊場を含む） | 手すり | <ul style="list-style-type: none"> ・両側に設けられていること。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合はこの限りではない。 ・端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。 |
| | 回り段 | <ul style="list-style-type: none"> ・設けないこと ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合はこの限りではない。 |
| | 路面 | <ul style="list-style-type: none"> ・滑りにくい仕上げがなされたものであること。 |
| | 段鼻等 | <ul style="list-style-type: none"> ・段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。 |
| | 立ち上がり | <ul style="list-style-type: none"> ・階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。 ・側面が壁面である場合は、この限りでない。 |

| | | |
|----------|-------|---|
| | 傾斜路等 | <ul style="list-style-type: none"> ・階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。 ・地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。 |
| 傾斜路 | 幅 | <ul style="list-style-type: none"> ・120cm以上とする。 ・階段又は段に併設する場合は、90cm以上とすることができる。 |
| | 縦断勾配 | <ul style="list-style-type: none"> ・8%以下とする。 |
| | 横断勾配 | <ul style="list-style-type: none"> ・設けないこと。 |
| | 路面 | <ul style="list-style-type: none"> ・滑りにくい仕上げがなされたものであること。 |
| | 踊場 | <ul style="list-style-type: none"> ・高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場が設けられていること。 |
| | 手すり | <ul style="list-style-type: none"> ・両側に設けられていること。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合はこの限りではない。 |
| | 立ち上がり | <ul style="list-style-type: none"> ・傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。 ・側面が壁面である場合は、この限りでない。 |
| さく等 | | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、さく、視覚障害者誘導ブロック（ 1 ）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 |
| 公園施設への接続 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ から までの特定公園施設のうち、それぞれ1以上に接続していること。 ・ 修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置目的を踏まえ、重要とみとめられるものに接続していること。 |

屋根付広場

| | | |
|-----|---|---|
| 出入口 | 幅 | <ul style="list-style-type: none"> ・120cm以上とする。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は80cm以上とすることができる。 |
| | 段 | <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 |
| 広さ | | <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 |

休憩所及び管理事務所

| | | |
|-------|----|---|
| 出入口 | 幅 | <ul style="list-style-type: none"> ・120cm以上とする。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は80cm以上とすることができる。 |
| | 段 | <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 |
| 戸 | 幅 | <ul style="list-style-type: none"> ・80cm以上とする。 |
| | 構造 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 |
| カウンター | 構造 | <ul style="list-style-type: none"> ・1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。 ・常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。 |
| 広さ | | <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 |
| 便所 | | <ul style="list-style-type: none"> ・1以上は、多機能便房が設けられた便所（ 2 ）、または多機能便所（独立型多機能便房）（ 3 ）であること。 |

野外劇場及び野外音楽堂

| | | |
|----------------------------------|------|--|
| 出入口 | 幅 | <ul style="list-style-type: none"> ・120cm以上とする。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は80cm以上とすることができる。 |
| | 段 | <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 |
| 通路 (4) | 幅 | <ul style="list-style-type: none"> ・120cm以上とする。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、80cm以上とすることができる。 |
| | 段 | <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 |
| | 縦断勾配 | <ul style="list-style-type: none"> ・5%以下とする。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。 |
| | 横断勾配 | <ul style="list-style-type: none"> ・1%以下とする。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。 |
| | 路面 | <ul style="list-style-type: none"> ・滑りにくい仕上げがなされたものであること。 |
| | さく等 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、さく、視覚障害者誘導ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 |
| 便所 | | <ul style="list-style-type: none"> ・1以上は、多機能便房が設けられた便所、または多機能便所（独立型多機能便房）であること。 |
| 車いす 使用者 用観覧 スペース (5) | 規模 | <ul style="list-style-type: none"> ・収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設けること。 |
| | 幅 | <ul style="list-style-type: none"> ・90cm以上とする。 |
| | 奥行き | <ul style="list-style-type: none"> ・120cm以上とする。 |
| | 段 | <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。 |
| | さく等 | <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。 |

駐車場

| | | |
|--------------------------------|----|--|
| 車いす 使用者 用駐車 施設 (6) | 規模 | <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。 ・専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く）の駐車のために駐車場については、この限りでない。 |
| | 幅 | <ul style="list-style-type: none"> ・350cm以上とする。 |
| | 表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者駐車場施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。 |

便所

| | | |
|-----|-------------------|---|
| 全 般 | 床 | <ul style="list-style-type: none"> ・床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 |
| | 男子用 小便器 | <ul style="list-style-type: none"> ・男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。また、その小便器には、手すりが設けられていること。 |
| | 多機能 便房の 設置等 | <ul style="list-style-type: none"> ・便所を設ける場合、1以上は多機能便房が設けられていること。または、多機能便所（独立型多機能便房）であること。 |

| | | |
|--|-------------|--|
| 多機能 便房が 設けら れた便 所 (2) | 幅 | 【出入口】 ・80cm以上とする。 |
| | 段 | 【出入口】 ・車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 |
| | 標 識 | 【出入口】 ・高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する 標識が設けられていること。 |
| | 戸を設け る場合 | 【出入口】 ・幅は、80cm以上とする。 ・高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 |
| | 広 さ | ・車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 |
| 多機能 便房 | 幅 | 【出入口】 ・80cm以上とする。 |
| | 段 | 【出入口】 ・車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 |
| | 標 識 | 【出入口】 ・当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が 設けられていること。 |
| | 戸を設け る場合 | 【出入口】 ・幅は、80cm以上とする。 ・高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 |
| | 広 さ | ・車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 |
| | 設 備 | ・腰掛便座及び手すりが設けられていること。 ・高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。 |
| 多機能 便所(独 立型多 機能便 房) (3) | 幅 | 【出入口】 ・80cm以上とする。 |
| | 段 | 【出入口】 ・車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ・地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 |
| | 標 識 | 【出入口】 ・当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が 設けられていること。 |
| | 戸を設け る場合 | 【出入口】 ・幅は、80cm以上とする。 ・高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 |
| | 広 さ | ・車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 |
| | 設 備 | ・腰掛便座及び手すりが設けられていること。 ・高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。 |

水飲場及び手洗場

| | |
|----|---|
| 構造 | ・水飲場及び手洗場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。 |
|----|---|

掲示板及び標識

| | | |
|---------|--|--|
| 構造 | | ・高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること |
| 表示案内 | | ・容易に識別できるものであること。 |
| 標識の設置場所 | | ・特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。 |

一時使用目的の特定公園施設

| | | |
|--|--|--|
| | | ・災害時のため一時使用する特定公園施設の設置については、この規定によらないことができる。 |
|--|--|--|

- 1 視覚障害者誘導ブロック
点状ブロック及び線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの。
【点状ブロック】床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられおり、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。
【線状ブロック】床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられおり、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。
- 2 多機能便房が設けられた便所
便所内に、多機能便房を設けて、一般の便房と併設されている便所。
- 3 多機能便所
(独立型多機能便房)
多機能便房が独立して設けられた便所。
- 4 通路
出入口と車いす使用者用観覧スペース及び便所(多機能便房が設けられた便所、または多機能便所(独立型多機能便房))との間の経路を構成する通路。
- 5 車いす使用者用観覧スペース
車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペースをいう。
- 6 車いす使用者用駐車施設
車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。

【条例(案)の考え方】

特定公園施設(高齢者、障がい者等の移動等の円滑化が必要な園路及び広場、休憩所、駐車場、便所等)に係る移動等円滑化の基準は、条例で基準を定める際の参酌基準とされている。また、高齢者や障がい者等の円滑な移動・利用上の利便性及び安全性を確保するため、かつ全国一律の基準(都市公園移動等円滑化基準)による適合義務を定めている。

以上のことから、特定公園施設の設置に関する基準については、国が定める基準を参酌して現行の基準どおりと定めるものです。

4. 施行日及び適用期日

平成25年4月1日